

7月 定例教育委員会 議事日程

1. 日 時 平成29年7月26日（水）午後1時30分から

2. 会 場 伊予市役所 2階会議室

3. 出席委員

教育委員長 矢 野 ひとみ

教育委員 鷹 尾 秀 隆

教育委員 水 口 良 江

教育長 渡 邊 博 隆

4. 欠席委員

教育委員 高 橋 久美子

5. 会議に出席した事務局職員

教育監理監 井 上 伸 弥

事務局長 靄 岡 正 直

学校教育課指導主幹 大 西 聡

学校教育課指導主事 高 石 達 也

学校教育課課長補佐 飴 矢 百 合

社会教育課長 森 田 誠 司

社会教育課課長補佐 高 村 博 之

社会教育課課長補佐 北 岡 康 平

学校給食センター次長 安 田 敦

6. 協議事項等

(1) 議案審議

第21号議案 伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について

第22号議案 伊予市ふるさと創生館管理規則を廃止する規則について

第23号議案 伊予市公民館管理規則の一部を改正する規則について

第24号議案 伊予市緑風館管理規則の一部を改正する規則について

第25号議案 伊予市ふれあい館管理規則の一部を改正する規則について

第26号議案 伊予市立教育施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について

第27号議案 伊予市社会体育施設管理規則の一部を改正する規則について

第28号議案 伊予市社会教育関係団体登録要綱の制定について

第29号議案 伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について

(2) 報告事項等

ア 5月会議録報告

イ 8月教育委員会行事予定について

ウ 事務局報告事項等について

エ その他

7. 閉 会

午後 1 時30分 開会

○鶴岡局長 開会

○矢野ひとみ委員長 それでは、今日は高橋委員さんのほうから欠席の連絡がありましたので、お知らせをしておいたらと思います。

7月の定例教育委員会を開会したいと思います。

今回の会議録署名委員のほうは、従って水口委員さんのほうにお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、委員さん方のお手元のほうに5月の会議録のほうが届いていたと思います。目を通していただきまして、書面をもって御了承いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。

それでは、続けて協議事項に入りたいと思います。

議案審議、第21号議案伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について、説明をお願いします。

鶴岡局長さん、お願いします。

○鶴岡局長 それでは、議案第21号伊予市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する告示について。

提案理由でございますが、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の国庫補助限度額等の一部改正に伴い、要綱の一部を改正する必要が生じたので提案いたしております。2ページに告示、3ページ以降に新旧対照表がございますので、そちらをあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、新旧対照表の別表1のところ、現行のところの第2区分のところ、16万7,900円、これを改正案として20万4,000円に、第3階層の7万6,300円を改正案9万2,200円、同じく第3区分の14万100円を14万7,700円、続いて別表2のほうになりますが、第3区分のところ、14万3,700円を18万100円、これはひとり親世帯等の表になります。

次、別表3、4ページになりますが、新旧対照表、16万7,900円を20万4,000円、満額にしております。それと、14万100円、これを14万7,700円に改めるものでございます。

以上でございます。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。説明をいただきました。何か御質問ございましたでしょうか。

ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 そしたら、原案のとおり決定したいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、第22号議案伊予市ふるさと創生館管理規則を廃止する規則について、説明をお願いします。

森田課長さん、お願いします。

○森田課長 5ページになります。

議案第22号伊予市ふるさと創生館管理規則を廃止する規則について。

伊予市ふるさと創生館管理規則（平成23年伊予市教育委員会規則第5号）を廃止する規則を別紙のとおり制定したいから、教育委員会の議決を求める。

提案理由といたしましては、伊予市ふるさと創生館設置条例の廃止に伴い、伊予市ふるさと創生館管理規則を廃止する必要が生じたので提案をしたということでございますが、御存じのとおり、ふるさと創生館は平成28年8月1日で廃止となっております。本来でしたら、そのときにこの規則について廃止をしておくべきでしたが、失念をしておりますして本日に至ったというわけでございます。

説明は以上です。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。

平成28年8月1日にふるさと創生館を廃止していたのでということだろうと思うので、以下の御説明がありました。

御質問ございませんでしょうか。

ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 そしたら、原案のとおり決定いたします。

続きまして、第23号議案伊予市公民館管理規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

森田課長さん、お願いします。

○森田課長 7ページをお願いします。

議案第23号伊予市公民館管理規則の一部を改正する規則について。

伊予市公民館管理規則の一部を別紙のとおり改正したいから、教育委員会の議決を求める。

提案理由といたしまして、施設使用料の減免基準の見直しに伴い、規則の一部を改正する必要が生じたので提案をいたしております。この減免基準の見直しでございますが、本年の4月の広報いよしのほうにも掲載をしておりました。市内施設につきまして、全ての施設の減免基準の見直しを行うということで、今日の委員会のほうに、社会教育課に係ります議案第23号から議案第27号、こちらにつきましては、社会教育課のほうが管理をしております施設となりますので提案をいたしております。

10ページをお願いいたします。こちらのほうが公民館管理規則の新旧対照表になります。

今回の改正につきましては、使用料の減免の基準について全て統一した見直しを行うという

ことで、社会教育課独自というわけでもございません。ほかの施設についても、それぞれのところで市の統一した減免基準を用いて、減免規則の改正を行ったというところでございます。左の改正案、今回の減免につきましては、市が使用する場合についても減免をしないということが基本になりまして、減免をしても2分の1までという内容でございます。今回、公民館につきましては第13条の第1号、公民館が社会教育法第22条に規定する事業を行う場合、これは公民館事業を行う場合ということですが、公民館が公民館を使う場合は全額免除ということになります。第2号、市又は市の機関が共催する事業であって、施設の設置目的に従って使用する場合、半額という内容でございますが、市または市の機関、市または市の行政機関、これらが他の団体と共催をする事業の場合は、市が使っても全額取るのだから、共催相手からじゃあ半額もらいましょうというような考えでこの項目ができております。ですから、ほとんどこの項目に該当するようなことはないと思います。

それから、第3号ですが、社会教育関係団体として教育委員会に登録した団体が施設の設置目的に従って使用する場合、半額ということで、これは新たにこの項目を設けました。この項目につきましては後の議案のほうに出てまいりますので、そちらのほうで説明をさせていただきたいと思いますが、社会教育関係団体登録ということを今回行っていて、その登録ができた団体については半額免除にしようというふうに考えております。

それから、第4号では、前3号に掲げるもののほか、公益その他特別な理由があると教育長が認めた場合、その都度教育長が定める額としております。

それから、第2項では、前項の規定により減額する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとするという項目をつけておりますが、こちらにつきましては、使用料自体は見直しをかけておりません。ですから、半額にした場合、端数が出る場合もございますので、その場合減額する額に10円未満の端数が出た場合、こちらは切り上げて10円単位にするという内容でございます。

一応、この議案第23号につきましては以上でございます。

○矢野ひとみ委員長　ありがとうございました。

議案第23号から議案第27号まで、関連したものではありますが違っているということになります。個別に審議したいと思いますが、この第23号議案のほうも頭に入れておいて、そして次の議案を御審議いただいたらいかがと思いますが、この説明について何か御質問等ございましたでしょうか。

第3項については新しくなったということで、これについてはまた後で説明があるということですね。また後で課長さんの説明を聞いていただいたらいかがと思います。

質問ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長　それでは、原案どおり決定いたしましたので、次に移りたいと思いま

す。

第24号議案伊予市緑風館管理規則の一部を改正する規則について説明をお願いします。これも森田課長さんをお願いします。

○森田課長 12ページになります。

議案第24号伊予市緑風館管理規則の一部を改正する規則について。

提案理由につきましては、先ほどと同様でございます。

15ページをお願いいたします。

こちらが新旧対照表となっております。先ほどと若干減免基準の内容が変わってきています。改正案のほう、第1号のほうでは、市又は市の機関が共催する事業であって、施設の設置目的に従って使用する場合、半額、これは先ほどと同じでございます。それから、社会教育団体として教育委員会に登録した団体が施設の設置目的に従って使用する場合、半額、これも先ほどと同様であります。

それから、前2号に掲げるもののほか、公益その他特別な理由があると教育長が認めた場合、その都度教育長が定める額、第2項のほうでは、前項の規定により減額する額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとするという内容にしております。こちらのほうは、公民館とはまた別の社会教育施設というふうになっておりますので、公民館事業で使った場合、全額免除というような規定は外しております。

第9条のほうでは、「減額」の言葉を「減免」というふうに改めております。

それから、16ページの別表につきましては、使用料から減ずる額という、この別表につきましては削除をいたしました。この減ずる額は関係なく、使用料の場合、半額、2分の1という形をとっております。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございました。

緑風館は大平にある。南山崎地区は大平になる、施設ですか。公民館とは違うからということですね。

御質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございました。

第24号議案は原案どおり決定といたします。

それでは、続きまして、第25号議案伊予市ふれあい館管理規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

森田課長さん、お願いします。

○森田課長 議案書17ページになります。

議案第25号伊予市ふれあい館管理規則の一部を改正する規則について。

提案理由は先ほどと同じでございます。

この伊予市ふれあい館でございますが、旧の野中小学校校舎、それと旧の下灘中学校の校舎、この2つが伊予市ふれあい館として現在登録をされております。

20ページをお願いいたします。

新旧対照表になりますが、こちらの施設でございますが、こちらのふれあい館の設置条例のほうでは、地域のすぐれた芸能文化の伝承及びコミュニティーの助長並びに高齢者の生きがいづくりの場として、伊予市ふれあい館を設置するというふうになっておりますので、こちらの条例に従いまして若干高齢者に関する減免規定が設けられております。改正案のほうで、第1号では、市又は市の機関が共催する事業であって、施設の設置目的に従って使用する場合、半額、第2号では、社会教育関係団体として教育委員会に登録した団体が施設の設置目的に従って使用する場合半額。

それから、第3号、こちらのほうにこちら独自の規則が加わっております。市内の高齢者が施設の設置目的に従って使用する場合、半額となっております。

第4号では、前2号に掲げるもののほか、公益その他特別の理由があると教育長が認めた場合、その都度教育長が定める額、第2項では、10円未満の端数は切り上げるという形になっております。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。

(2)の文末、使用する「ため」を「場合」に直したらよいのですね。わかりました。検討ください。

下灘中の校舎と旧野中小学校の校舎。あと違うのは、第6条の(3)番、市内の高齢者がというところが、ちょっと目的がそういう目的によって変わっております。

○森田課長 委員長。追加で説明していいですか。

○矢野ひとみ委員長 はい、お願いします。

○森田課長 今回、規則の改正については全く関係ないのですが、このふれあい館につきましては、現在全く一般の方の使用はございません。御存じのとおり、旧の下灘中学校の校舎につきましては荷物置き場みたいな形になっておりまして、野中小学校につきましては民具が入っております。一般の方が利用するような形にはなっておりませんので、今後ふれあい館につきましては休館というような措置をとることを検討いたしております。といいますのも、昭和53年、54年築という建物ですので耐震がございません。その耐震のない建物を一般の方が利用できるというような条例になっておりまして、耐震計画も全くない施設をそういった施設に置いておくのも問題があるということで、今後休館という形を検討したいと思っております。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 何か質問ございますか。

今後というのは、具体的にどんな考えがございますか。

○森田課長 そういった施設が、この施設だけではなくほかの課にもございますので、そちらのほうとも調整をしながらということで、早いうちにやりたいとは思っています。

○矢野ひとみ委員長 質問ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 それでは、第25号議案は決定いたします。

続きまして、第26号議案伊予市立教育施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について、お願いします。

森田課長さん、お願いいたします。

○森田課長 21ページをお願いいたします。

議案第26号伊予市立教育施設等使用条例施行規則の一部を改正する規則について。

提案理由につきましては、同様でございます。

この伊予市立教育施設でございますが、各小・中学校の屋内運動場、運動場及び教室のことを指しております。

24ページをお願いいたします。

こちらが新旧対照表になっておりますが、改正案のほうでは第1号、市又は市の機関が共催する事業であって、施設の設置目的に従って使用する場合、半額、第2号では、前号に掲げるもののほか、公益その他特別な理由があると教育長が認めた場合、その都度教育長が定める額としております。

第2項のほうでは、10円未満の端数は切り上げるということでございまして、現行の第2号でございしますが、社会教育及び公共の福祉のために使用する場合、全額となっております。現在でしたら、社会体育等で使用する場合、運動場とか屋内運動場につきましては、使用料は免除されておりますが、10月以降につきましては、免除規定は全くなくなります。といいますのも、体育施設につきましては、ほかに公園のほうで管理している体育施設、例えばしおさい公園とか双海の下灘の体育館、下灘の運動公園、みどりの広場がございますが、こちらにつきましては減免規定がありませんので、それに合わせるという形で、この体育施設については減免をなくしたというような内容になっております。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 何か御質問ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 それでは、原案どおり決定いたします。

続きまして、第27号議案伊予市社会体育施設管理規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

森田課長さん。

○森田課長 25ページになります。

議案第27号伊予市社会体育施設管理規則の一部を改正する規則について。

提案理由は同様でございます。

この社会体育施設でございますが、条例上、中山の長沢体育館、それから長沢のグラウンド、それから永木の体育館、永木のグラウンド、野中の体育館、野中のグラウンド、それから旧下灘中の体育館とグラウンドが規定をされております。

28ページをお願いいたします。

新旧対照表でございますが、改正内容につきましては、先ほどの伊予市立教育施設等使用料条例施行規則と内容は同様でございます。

以上です。

○矢野ひとみ委員長 何か質問ございませんか。

参考のために、昨年度1年間ぐらいというと、何人利用があったものなののでしょうか。

○森田課長 済みません、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので。

○矢野ひとみ委員長 結構使ってる場所ですね。

○森田課長 長沢の体育館はかなり使用頻度が高いです。野中、永木、それから下灘、こちらにつきましてはほとんど地元しか使いませんので、回数は10回未満ぐらいの形になっていると思います。

○矢野ひとみ委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 それでは、第27号議案のほう決定したいと思います。

続きまして、第28号議案伊予市社会教育関係団体登録要綱の制定について、説明をお願いします。

森田課長さん。

○森田課長 議案書29ページになります。議案第28号伊予市社会教育関係団体登録要綱の制定について。

伊予市社会教育関係団体登録要綱を別紙のとおり制定したいから、教育委員会の議決を求める。

提案理由といたしましては、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体の活動を支援するため、要綱を制定する必要性が生じたので提案をいたしております。ここでの社会教育関係団体の活動を支援するというのが、先ほどの施設使用料条例の関係、施行規則の関係で出てまいりました社会教育関係団体として教育委員会に登録した団体が、施設の設置目的に従って使用する場合は半額免除をするという、この半額免除に係る要綱でございます。

30ページをお願いいたします。

これが要綱の全文でございますが、第1条、社会教育法第10条に規定する社会教育関係団体

の活動を支援するために改正というのを考えております。

第2条におきましては、登録の要件といたしまして、社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業成果が十分に期待できるものとしておりまして、アからエに掲げます事業活動を行わない団体としております。まず、アとしまして営利を目的とした事業、イとして特別の政党、ウとして特定の候補者、これらの政治活動に関する宗教活動というふうにしております。

それから(2)、第2号では団体の要件を定義しております。アとしまして、構成員が5名以上の団体で、構成員の半数以上の者が市民であること、それからイとしまして規約又は会則を持っていること、ウとして自己財源を有していること、エとして市内に事務所を有すること、オとして代表者が市内在住であることでございます。

第3条では、登録の申請といたしまして規約又は会則、それから収支の予算書、事業計画書、それから収支の決算書及び事業報告書、それから第4号としまして会員名簿及び役員名簿、第5号としまして、その他教育委員会が必要と認める書類ということにいたしております。

それから、31ページの第4条では、登録の決定といたしまして、教育委員会は登録の可否を決定するというようにしております。登録の可否の決定につきましては、別紙様式で通知をするという内容です。

それから、第5条、登録の有効期間といたしまして、基準日から2年間と考えております。今年度から開始をいたしますので、30年度末までの許可ということになります。

それから、第6条といたしまして、内容に変更があった団体については、変更届を提出しなければならないとしています。

それから、第7条としまして、登録の更新は有効期間満了の20日前までにしなければならないとしております。

それから、第8条におきましては、登録要件に適合しなかった場合とか、虚偽の申請等により登録した場合等々につきましては、登録の取り消しをするという規定を設けております。これにつきましては、登録取消通知書により団体に通知をいたします。

それから、第9条におきましては、教育委員会が必要あるときには事業内容等について報告を求めることができるという内容となっております。

第10条では、委任というのをつけております。こちらの附則のほうで、告示につきましては10月1日から施行するという内容にいたしております。

その他、要綱といたしましてはこの内容でございますが、市民への通知といたしましては、もう既に広報等でしておりますが、この内容につきましては、8月の広報で各公民館、各地域事務所、それからホームページ等に掲載しますという広報をいたします。初めてのことでございますので、こういった規則や規約を持った団体等もそうはないと思っておりますので、一応

こういった登録のしおりというような形のものをつくりまして、記入例等をつけて皆さんに説明をしていきたいというふうに考えております。

内容は以上です。

○矢野ひとみ委員長　ありがとうございました。登録要綱の制定について御説明をいただきました。

○鷹尾委員　委員長。

○矢野ひとみ委員長　はい、鷹尾委員さん。

○鷹尾秀隆委員　具体的にどういうふうな団体が考えられていますか。

○矢野ひとみ委員長　森田課長さん。

○森田課長　現在、公民館等を使われている団体の全てに適用ができるぐらいの内容で行いたいと思っています。今現在使われている団体で多いのは、文化協会のいわばそれぞれの団体というようなことになりますので、そういった方が自分たちだけの趣味の活動をされているのでは、なかなか社会教育関係団体とはみなしにくいので、こういった規則の中で会長なり事務所という形を決めていただいて、今回からどうしても使用料が発生しますので、その団体についても幾らかの会計というものは発生してくると思います。ですから、収支予算をつくっていただくし、趣味の団体で終わってしまうのでは、なかなか社会教育関係団体というのも難しいと思いますので、どこかで発表の場を設けてもらう、それで市民に広めていただくというようなことで、そういった計画をつくっていただくということで団体登録をしてもらおうというふうに考えております。ですから、ほとんどの団体が登録をできるものと考えております。

○鷹尾秀隆委員　わかりました。

○矢野ひとみ委員長　よろしいですか。

○鷹尾秀隆委員　例えば、趣味でカラオケをやっている人たちが公民館を使うとかという、例えば料理教室みたいな、パン教室みたいなのも自分らで集まってつくっている、そういうのが使うときには全部お金が発生する。そうすると、やっぱり事務所に責任者を置いて、会計もきっちりして報告が要するというふうになるわけですね。

○森田課長　そのように考えております。一応、正式な事務所を構えるわけではございません。代表者も、自宅を事務所とするというような規約というようなことで考えております。

○矢野ひとみ委員長　ほかにございませんか。

○水口良江委員　ちょっと構いませんか。

○矢野ひとみ委員長　はい、水口委員さん。

○水口良江委員　私も十分理解できてなくて申しわけないのですが、第7条の登録の更新というところで、更新をする場合は有効期間の満了20日前までに提出しなければならない。もし、提出がない場合はどうなるのですか。

○森田課長　一度登録をしていた団体ですので、審査自体はもう余り内容的に深くするところ

はないと思いますので、20日前までには登録をしてくださいという形をとっております。登録がない場合、また新たな団体としての考え方というか、審査を行いますので、全く次につながらないというわけではございません。審査期間が長くなるというようなことになってこようかとも思っております。

まだ未定稿なのでお出しはしてありませんが、登録のしおりという中では、有効期間満了の20日前までには更新の場合はしてください、新規の場合は15日前までに登録をしていただいたら、翌月からの認定団体とすることができますというようなことで説明はしていきたいというふうに考えております。

○鷹尾秀隆委員 登録が20日前までになかったら、できたらこっちから、まだ登録しないのですかぐらいは電話をかけてあげてもいいのではないかとと思います。

○水口良江委員 構いませんか。

まだこれからということではありますけれど、趣味の団体の方たちというのは、どちらかというと若い方よりは高齢の方の方がおるのかなと思って、ちょっと今お尋ねをしたのですが、そしたら次の第8条の登録の取り消し等には更新の20日が出ておりませんが、言ってもなかなか来なかった場合に、取り消しまではなくて、再三お願いをして出してもらうという気持ちで臨まれるということでしょうかね。そういう優しさですかね。

○森田課長 満了は、有効期限のほうには20日前の話ですから、有効期限を過ぎてしまいますと登録も何もありませんので、減額がなくなってしまいます。ですから、そういった団体については、活動を続けられるのだったら早く登録をしてくださいというお願いをしていきたいと思います。

○鷹尾秀隆委員 取り消しということではないですね。満了なので。

○水口良江委員 それで、減免のほうがなくなりますよということだけですね。わかりました。高齢者の方が多いですから、その辺は柔軟に対応してさしあげてください。

○矢野ひとみ委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 ないようでしたら、第28号議案を決定といたします。ありがとうございました。

そしたら、続きまして、第29号議案伊予市教育委員会組織規則の一部を改正する規則について、説明をお願いします。

鶴岡局長さん、お願いします。

○鶴岡局長 それでは、33ページ、議案第29号伊予市教育委員会組織規則の一部改正につきまして、提案理由としまして、教育委員会組織規則第6条に、別表中に現状と異なった記述があるため、改正について提案をしております。

新旧対照表、35ページをごらんいただきたいと思います。第6条中に中山・双海学校給食

センターの管理運営等に関する事という表記がございました。これにつきましては、もう既に施設として廃止しておりますので、こちらを現状に合わせて削除いたしたいと思います。また、別表につきましては、学校給食センターのところにあります中山学校給食センター、双海学校給食センターという文言を削除いたします。

それと、本日の議案第22号にありましたふるさと創生館の廃止に伴いまして、こちらの部分についても、ふるさと創生館の部分も削除ということになります。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。

ふるさと創生館、中山・双海の給食センターの文言を削除ということでございます。御承認いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。では、原案どおり決定いたします。

協議事項は以上で終わりとなります。

続きまして、報告事項に移りたいと思います。

8月の教育委員会行事予定について説明をお願いします。

高石指導主事さん、お願いします。

○高石指導主事 8月の学校教育課、学校関係の行事について説明を行った。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。

続いて、社会教育課のほうをお願いします。

○北岡課長補佐 8月の社会教育課の行事について説明を行った。

○矢野ひとみ委員長 ありがとうございます。

学校教育課、社会教育課に御説明いただきました。何か御質問等ございませんでしょうか。

○ 教科書の採択は教育委員会の後ですか。

○大西指導主幹 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、大西先生。

○大西指導主幹 8月23日には定例教育委員会が予定されていますが、その教育委員会で教科書の採択に係る会をさせていただいたと思いますので、よろしくお願いします。道徳の教科書の採択です。

○矢野ひとみ委員長 道徳の採択をするのですね。

○大西指導主幹 はい。

○矢野ひとみ委員長 採択をする予定になっておりますので、そのつもりでお願いします。

○渡邊博隆教育長 この採択に関しては、いわゆる傍聴が関係するんで、ひょっとしてこの定例教育委員会の会場では難しいかもしれないです。

○矢野ひとみ委員長 局長さん。

○鶴岡局長 場所につきましては、4階の大会議室を予定しております。

○矢野ひとみ委員長 よろしいですか。

○高石指導主事 委員長。

○矢野ひとみ委員長 はい、高石先生。

○高石指導主事 教育委員さんの机上のほうに市内の人権同和教育研修会、22日と23のいじめストップ笑顔の子供会議の案内のほうを配らせていただいております。また、委員長さんには開会の御挨拶をよろしくお願いいたします。ただ、もし欠席等がありましたら、こちらのほうにまた御連絡いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○大西指導主幹 委員長。

○矢野ひとみ委員長 大西先生。

○大西指導主幹 あわせて、8月7日の市内教職員の特別支援教育研修会のほうの御案内をさせていただきましたが、欠席の場合についてはお知らせ願えたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

○矢野ひとみ委員長 道徳の教科書のほう、目を通されると。鷹尾さん、水口さん。道徳の教科書、見られました。

○渡邊博隆教育長 今回のはお渡ししてないのです。教科書展示の見ておかなければ。もう、済んだから。

○大西指導主幹 展示のほうは済みしました。

○矢野ひとみ委員長 あとは、どこかへのけているのですか。

○事務局 あとは、教育委員会のほうでもありますので。

○矢野ひとみ委員長 教育委員会のほうでやられると思いますので。新聞等でいろいろあると思いますので、よろしくお願いいたします。

質問ございませんか。

赤字のものについては御案内等をいただいているということで、またそちらのほうで案内状のほうを見ていただいたらと思います。

行事予定についてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 それでは、事務局の報告事項等に進みたいと思います。

どなたからでもお願いします。ございませんか。

○飴矢課長補佐 今日、1人新しくALT、名前がナイル・マギーさんという男の方が、来られました。あとお二人が8月2日に来る予定です。また、改めて次回にでも紹介をさせていただきたいと思います。

○矢野ひとみ委員長 今日来られたのはどこの担当。

○飴矢課長補佐 ジョーダンさんの後へ、港南中学校。

○矢野ひとみ委員長 はい。港南中学校。

双海中にいた子なんかはそのままなのですよ。

○飴矢課長補佐 ティモシー先生はそのままです。

○水口委員 2日においでる2人は。

○飴矢課長補佐 カナダとアメリカだったと思います。学校は、中山と旧の伊予市です。

○矢野ひとみ委員長 そしたら、またそろわれたときにでも御紹介を。それでは、その他に移りたいと思います。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○矢野ひとみ委員長 ないようですので、以上で終わりとしたいと思います。

○事務局 閉会

午後2時25分 閉会